

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制措置の見直しについて

平成22年10月15日

福島県水・大気環境課

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正の概要	福島県生活環境の保全等に関する条例の概要	規制措置の見直し内容
1 大気汚染防止法の一部改正 <p>(1) ばい煙の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設(自主測定の厳格化)</p> <p>■事業者による記録改ざん等への厳格な対応・測定結果について、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設ける。</p>	■ばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録する義務を規定。また、規則により測定方法、測定頻度、記録方法及び保存期間を規定している。(第22条)	■ばい煙の測定結果の保存義務の追加 ばい煙指定施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録することに加えて、その結果を保存しておくことを新たに規定する。(第22条) 併せて、当該事項の違反に対して罰則を規定する。(第104条)
(2) 改善命令等の要件の見直し <p>■継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るために、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。 ・改善命令等の発動要件のうち「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生じると認めるとき」を削除</p>	■ばい煙排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める時に限定して改善命令を発動できることを規定。(第21条)	■ばい煙指定施設に係る改善命令等の要件の見直し ばい煙指定施設に係る改善命令等の発動要件について、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときに、命ずることができるよう規定を改める。(第21条)
(3) 事業者の責務規定の追加 <p>■事業者による自主的な公害防止の取組の促進 ・ばい煙の排出状況の把握 ・汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施。</p>	■規定無し	■ばい煙を排出する事業者に対する責務規定の追加 事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握し、排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めるべきことを新たに規定する。(第23条の2)
2 水質汚濁防止法の一部改正 <p>(1) 排出水の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設(自主測定の厳格化)</p> <p>■事業者による記録改ざん等への厳格な対応・測定結果について、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設ける。</p> <p>※今後、排水等の汚染状態等の測定に係る測定項目、測定頻度、測定対象等を省令で規定する予定である。</p>	■指定事業場排出水の汚染状況を測定し、その結果を記録する義務を規定。また、規則により測定方法、記録方法及び保存期間を規定している。(第39条)	■排出水等の測定結果の保存義務の追加 指定事業場排出水等の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくことに加えて、その結果を保存しておくことを新たに規定する。(第39条) 併せて、当該事項の違反に対して罰則を規定する。(第104条) ※法と同様に排水等の汚染状態等の測定に係る測定項目、測定頻度、測定対象等を新たに規定する。
(2) 事故時の措置の対象の追加 <p>■汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲(対象となる汚水の種類及び事業者の範囲)を拡大。</p> <p>※汚水の種類:水質汚濁防止法に規定する生活環境項目(pH等)について排水基準に適合しないおそれがある水を追加 ※事業者の範囲:排水規制の対象となっていない有害な物質を取り扱う事業者を追加(今後、水濁法省令で規定)</p>	■排水指定施設の破損その他の事故により、汚水等(有害物質に限らない。)が公共用水域に排出等され、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、応急措置を実施し、その概要を届け出なければならないことを規定。(第40条) また、排水指定施設の破損その他の事故により、有害物質又は有害物質を含む水が地下に浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、応急措置を実施し、その概要を届け出なければならないことを規定。(第54条)	■汚水に係る事故時の措置の対象の追加 排水指定事業場に加え、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として新たに規定する物質を製造する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び届出を義務付けるように規定を改める。(第40条、第54条)
(3) 事業者の責務規定の追加 <p>■事業者による自主的な公害防止の取組の促進 ・汚水・廃液の排出状況の把握 ・汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施。</p>	■規定無し	■法ですべての事業者を対象としているため条例では規定しない。